

庁議（令和4年1月5日）結果について

- 1 開催日 令和4年1月5日（水）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 防災・危機管理監、デジタル推進担当部長、市民部長
健康・こども部長、都市整備部長、まちづくり政策部長、職員課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査

6 付議事項

(1) 平塚市水防団の消防団への機能移行について

概要	近年の風水害の激甚化及び頻発化する傾向や現状の水防体制の課題、水防団からの意見等を踏まえ、今後の本市水防体制の充実を図るため、水防団を廃止し、その機能を消防団へ移行いたします。
結果	審議の結果承認された。

(2) 平塚市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

概要	令和3年5月に「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」が一部改正され、地方公共団体はマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等に係る事務を当該地方公共団体が指定した郵便局に対して委託することが可能となった。 このため、平塚西郵便局に関係事務を令和4年10月から委託することとし、法の規定により議会の議決を得ることとしたい。
結果	審議の結果承認された。

(3) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<ol style="list-style-type: none">1 改正理由 平塚市学校運営協議会の設置に伴い、当該委員に係る報酬の額等を定める。2 改正内容 学校・地域が一体となり学校運営の改善や生徒及び児童の健全育成を推進していく学校運営協議会の設置にあたり、当該委員に係る報酬の額等を設定するもの。 学校運営協議会委員の報酬の額を日額2,000円とする。
----	---

	3 施行日 令和4年4月1日
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正理由 パートタイム会計年度任用職員の介護休暇及び介護時間の取得要件から在職期間の要件を廃止することに伴い、必要な規定を整備する。</p> <p>2 改正内容 パートタイム会計年度任用職員の介護休暇及び介護時間の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止する。</p> <p>3 施行日 令和4年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正理由 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件から在職期間の要件を廃止することに伴い、必要な規定を整備する。</p> <p>2 改正内容 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止する。</p> <p>3 施行日 令和4年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(6) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の理由 平成23年6月の税制関連法案の成立により、認定NPO法人以外のNPO法人であっても、都道府県や市町村が条例で指定したNPO法人への寄附金が個人住民税の寄附金税額控除の対象とされることとなりました。平塚市でも平成25年9月の議会でNPO法人を指定する条例を新設し、現在4法人を指定しています。</p>
----	--

	<p>今回、指定 NPO 法人の「特定非営利活動法人フードバンクひらつか」が、「特定非営利活動法人フードバンク湘南」に法人名称を変更したため、NPO 法人を指定する条例の一部改正を行うものです。</p> <p>2 改正の要点</p> <p>「特定非営利活動法人フードバンクひらつか」の名称を「特定非営利活動法人フードバンク湘南」に改めるため、本条例別表の修正を行います。</p>
結果	審議の結果承認された。

(7) 平塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の趣旨</p> <p>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び統計法の一部改正に伴い、平塚市個人情報保護条例を改正するもの。</p> <p>2 改正の概要</p> <p>(1) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、平塚市個人情報保護条例の当該法律を引用していた箇所を個人情報の保護に関する法律から引用する、と改める。</p> <p>(2) 統計法の一部改正に伴い、項数及び号数を整備する。</p>
結果	審議の結果承認された。

(8) 平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>児童福祉法第 3 4 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づく設備運営基準の規定に準じて、この基準をもとに規定している「平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正するもの。</p> <p>設備運営基準及び放課後児童健全育成事業実施要綱の規定に基づき、放課後児童支援員の「みなし支援員」に係る経過措置を終了するもの。</p>
結果	審議の結果承認された。

(9) 平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の要旨</p> <p>(1) 国民健康保険税については、都道府県が将来的な保険税負担の平準化を進めるため、市町村ごとの標準保険税率を算定・公表し、市町村は県が示す標準保険税率を参考にして国民健康保険税の税率等を定めることとなっております。</p>
----	--

	<p>令和4年度の国民健康保険税の税率等について、本市国民健康保険の被保険者の状況や財政状況等を踏まえて保険税率の改定に伴う条例改定をするとともに、地方税法の一部改正に伴い未就学児がある世帯に対する減額を設けるほか、必要な規定を整備します。</p> <p>2 施行期日 令和4年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(10) 平塚市都市公園条例の一部を改正する条例(案)について

概要	<p>1 改正の要旨</p> <p>平塚競技場(レモンガススタジアム平塚)の受変電設備の移設により空いたスペースを大会運営等に使用する運営室として改修することに伴い、施設使用料の区分追加と既に撤去されている炬火台を区分から削除するため都市公園条例の競技場附属施設使用料の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>当該条例別表第3(2)平塚競技場 ア競技場使用料の一部改正</p> <p>(1) 新設</p> <p>ア 運営室</p> <p>(ア) 運動競技で利用するときの使用料 1時間(市内)400円 (市外)800円</p> <p>(イ) 運動競技以外で利用するときの使用料 1時間800円</p> <p>(2) 字句の整理(削除)</p> <p>炬(きよ)火台</p> <p>3 施行期日 令和4年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(11) 平塚市営住宅条例の一部を改正する条例(案)について

概要	市営岡崎住宅の用途廃止に伴い別表の名称と所在地を整備するもの。
結果	審議の結果承認された。

(12) 平塚市都市計画審議会条例の一部を改正する条例(案)について

概要	今後策定を予定している立地適正化計画においては、交通、医療、福祉、商業、防災等、関連する分野が多岐に渡ることから、各分野の専門家による分野横断的な協議を経て検討を行う必要があります。また、法
----	---

	<p>定事項である都市計画審議会の意見聴取を効率的かつ円滑に行うため、専門家を含めた体制の中で十分に協議を重ねておく必要があることから、計画の策定目的に即した委員による柔軟な検討体制が必要となります。</p> <p>そのため、平塚市都市計画審議会に、立地適正化計画や都市マスタープラン改訂等、都市計画における特別の事項を調査審議するための部会を設置できるよう「平塚市都市計画審議会条例」の一部改正を行うものです。</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 平塚市耐震改修促進計画の改定（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>平塚市耐震改修促進計画は、耐震改修促進法及び神奈川県耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化の促進を図るための本市の目標及び施策等を定めています。令和3年度末で第2期計画の期間が終了することに伴い、これまでの耐震化の進捗状況等を踏まえた令和4年度以降の改定計画（素案）がまとまりましたので、パブリックコメント手続を次のとおり実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見募集期間 令和4年1月21日（金）から令和4年2月21日（月）まで 2 周知方法 広報ひらつか（1月第3金曜日号）、市のホームページ 3 閲覧場所 市役所、各公民館、各図書館、駅前窓口センター、市民活動センター 4 意見の提出方法 直接建築指導課へ持参、郵送、ファックス、電子メール、電子申請システム 5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、内容ごとに整理し、意見に対する市の考えを一括して公表します。 なお、計画の改定は令和4年3月を予定しています。
----	---

以 上